

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次茂廣

被告 株式会社 [REDACTED]

## 第1 準備書面

令和2年4月13日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

(担当) 同 [REDACTED]

答弁書及び被告準備書面1記載の本件プログラム1及び本件プログラム3に関する主張について、以下のとおり反論する。

第1 本件プログラム1に関する被告の主張に対する認否・反論

1 著作物性

(1) 概要（被告準備書面1・第1・1）についての認否。

第1段落及び第2段落は認める。

第3段落のうち、本件プログラム1がロガーのデータを1台のパソコンに分割表示できるようにし、警告出力機能を設けたプログラムであることは認めるが、その余は否認する。

本件プログラム1は、ロガーに備わっているWEBブラウザ表示機能（HTTP通信プロトコル）を使用するものではなく、Windows Formアプリケーション（Modbus通信プロトコルを使用）である。また、Windows Formに表示するロガーは最大10台である。

さらに、次に述べるような、ロガーに備わっている機能では実現できないものを本件プログラム1で実現することができる。

① 遅延のない測定データ表示

WEBブラウザだと、更新間隔による遅延が発生するが、本件プログラムを使用すれば瞬時に反映できる。

② 測定データの自動転送

ロガーで測定されたデータは、USBメモリ等を使用し、ロガー毎にデータを回収する必要があるが、本件プログラム1を使用することにより、自動でデータ回収をすることができる。

③ ロガー単体で備わっている機能の統括管理

例えば、警戒値発生時のメールでの警告配信は、個々のロガーで設定可能だが、本件プログラム1を使用することにより、統括的に設定ができる。

以上の機能は、被告から標準装備の機能では使い勝手が悪いということで原告が開発を請け負ったものである。本件プログラム1を制作する以前では実現できなかった機能が実現できているという点でも本件プログラム1には創作性が認められる。

(2) 著作物性（被告準備書面1・第1・2）についての認否

乙号証が提出されていないため認否を留保する。

2 複製権侵害

(1) 黙示の承諾（答弁書・第2・2（2）イ・エ）についての認否・反論

ア 認否

(7) 答弁書・第2・2（2）イの第1段落及び第2段落は認める。第3段落は否認ないし争う。

被告は、「被告の本件プログラム1の利用について制限がないのであれば」と主張するが、著作権法21条により、著作物の複製は原則として禁じられているため、「制限がない」わけではない。

また、被告は、「当初より本件プログラム1を利用するのは被告であることを前提としているのだから、・・・被告の計測業務の範囲内である限り、被告が本件プログラム1を自由に利用することについて黙示の承諾があった」と主張するが、本件プログラム1を利用するのが被告であることと原告が被告に対して複製を許諾しないことは全く矛盾しないため、被告のかかる主張には論理の飛躍がある。

(i) 答弁書・第2・2（2）エの第1段落及び第2段落は認めるが、第3段落は不知、第4段落は否認する。

原告がプロダクトキーをかけるようになったのは、本件プログラム1の複製を許諾したためではなく、平成28年9月27日の出来事から被告に不信感を抱いたためである。詳細は、イ(i)のとおり。

イ 反論

(7) 契約書・仕様書に記載がないこと

被告自身も認めるとおり、本件プログラム1の複製の許諾を認めるということは契約書等には明記されていない。

上記のとおり、著作権法により、著作物の複製は原則として禁じられているため、禁止を解除するためには契約書等に明記しておくのが通常である。被告自身、システムやプログラムの開発を業とする者であり、著作権に関する基礎的な知識は当然有していることからしても、契約書等に複製を許諾する条項がないこと自体、原告が被告に対して複製を許諾していなかった根拠といえる。

(イ) 原告と被告のやりとりからすれば原告は黙示の承諾をしたとは認められないこと

a 平成28年9月27日、原告は、被告の尾越公也氏（以下「尾越氏」という。）から用瀬トンネル工事振動計測プログラム（以下、「本件プログラム6」という。）の動作テストのため、同プログラムの最新のプログラムを送信するよう要求された。原告は、既に被告に納品しているものに問題はなかったはずなので、このような要求は不可解だと思ったが、被告の意図を確認する方法もなかったため、翌28日、被告に対して、本件プログラム6の最新版一式を送信した。もっとも、原告は、これまで被告を信用してプロテクトをかけてはいなかったが、上記の出来事から被告に不信感を抱いたため、それ以降、プログラムにプロテクトをかけることとした。

b 原告は、同年10月14日、被告から本件プログラム1の修正依頼を受け、同月19日、被告に対し、プロテクトを施した上で修正した本件プログラム1と1ライセンス分のプロダクトキーを送信した。

同年12月19日、被告の■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）から電話で、「マンロック環境システムの新しい現場が出たのでプログラムを自由にコピーできるようにしてほしい」との要

求があった。原告は、「プロテクトを解除して自由にコピー可能にして渡すと、複製を容認することになりかねないので応じられません。」と一旦は要求を拒否したが、■■■■氏に「これまで10か所くらい自由にコピーして納めていたが、なぜ今回からそれができなくなるのか。プログラムを自由にコピーできないのであれば、今後、森次さんにはお願いできない。」などと強く要請されたため、原告は仕方なくプロダクトキーを発行した。この件について、同月22日に被告側と話し合いを行うこととなった。

- c 同月22日、被告の■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）と打ち合わせを行った。

■■■■氏は、著作権侵害にあたることを認めた上で、「著作権のことは今まで考えていなかった。」、「ライセンス料の検出として、新しい現場が出た時は、システム設置量が発生するので、それから少しずつ支払えるか検討している。」、（原告が侵害（現場）の件数として10件くらいとっていると伝えたところ）「せいぜい3件くらいじゃない。」と述べた。

- d 原告は、その後、本件プログラム1以外にも侵害が疑われるものがないか可能な範囲で調査を行ったところ、原告が平成26年頃から被告から預かっているPC（以下、「本件PC」という。）に、被告版本件プログラム3、同4及び同5が保存されていることに気付いた。

- e 平成29年1月16日、原告は、■■■■氏及び■■■■氏と打ち合わせを行った。ここでは、本件プログラム1及び2については有償でライセンスを発行すること、そのための見積書を原告が被告に発行すること、それ以外のプログラムについても侵害があるかど

うか被告側で確認すること及び被告側で何を確認すべきかをまとめた書面を原告が作成することが話し合われた。

翌17日、原告は、被告の■■■■氏及び■■■■氏に対して、見積りを記載したメールを送信したが、被告側と金額が折り合わなかったため、白紙となった（甲18-1～3）。

同月23日、原告は、被告の■■■■氏にメールで「著作権侵害について」と題する書面を送信した（甲19）。なお、原告は同書面で、「承諾を得た現場以外でこのプログラムが使用されていないか」、「承諾されていない」、「それ以外のものは使用許諾していません」などと明確に複製等を許諾していないということを伝えているが、被告からは特段異議は述べられていない。

- f 同年2月17日、原告は、被告の■■■■氏、■■■■氏及び■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）と打ち合わせを行った。本件プログラム1及び2について、被告側は「森次さんにはライセンス料を払わないといけないと思っているが、大本組とそういう契約をしていないので追加で報酬をもらうことができない。もう一度見積をお願いします。」などと述べた。

その他のプログラムについては、「著作権侵害はない。森次さんのプログラムは著作物ではない。」ということであったため、原告が反論したところ、被告側でもう少し検討するという事になった。

上記打ち合わせに基づき、原告は、同年3月27日、被告の■■■■■■■■■■氏に見積りを記載したメール（甲20-1）及び見積書（甲20-2）を送付したところ、■■■■■■■■■■氏は「マンロック関係 頂いた見積、■■■■との確認数量に基づいて契約したいと思います。注文

書を作成します」,「他の著作権の件 今, まとめています」と返信した(甲20-3)。

- g 同年4月7日, 原告は, ■■■氏, ■■■氏, ■■■氏及び■■■■氏と打ち合わせを行った。被告から, その他のプログラムについては, 「当社オリジナルプログラムが稼働してない時代, 貴殿作成のものを, 使用した可能性がございます。」等としながらも, 原告が問題視している著作権侵害については20万円で一切を解決する旨の提案(甲21-1)及び本件プログラム1及び2のライセンスに関する覚書の提示(甲21-2)があった。

原告は, 被告の提案が他のプログラムについての侵害を認めないものであったため, いずれの提案も拒否した。

- h 以上のとおり, 被告は, 平成28年12月19日以降, 本件プログラム1及び2について, 著作権侵害を認めた上で, 許諾の対価であるライセンス料について協議を行っていること及び原告作成の「著作権侵害について」(甲19)との書面に異議を述べていないことから, 原告は被告に対して本件プログラム1及び2について複製の許諾をしていないといえる。

(2) 著作権法47条の3第1項「必要と認められる限度」(答弁書・第2・2(2)ウ)

「必要と認められる限度」とは, プログラムをコンピュータで使用するに際して, 当然に必要となるような複製や翻案であり, また, 著作権を制限しても著作権者の利益を不当には害しないような範囲に限定されると解されている(半田正夫・松田政行編「著作権法コンメンタル2」(第2版)504頁)。

被告は, 「被告が行った1回のコピーは, 平成26年, 同時進行で2現場の計測業務にて本件プログラム1を利用する必要が生じた

ために行ったものである。」と主張するが、「2現場」とはどの現場なのか、「同時進行で」とはどのような態様での利用をいうのか明確にされたい。

## 第2 本件プログラム3に関する被告の主張に対する認否

### 1 著作物性

#### (1) 概要（被告準備書面1・第2・1）

認める。

#### (2) 著作物性（被告準備書面1・第2・2）

乙号証が提出されていないため認否を留保する。

### 2 複製権侵害（答弁書・第2・4（2））

#### (1) 黙示の承諾（答弁書・第2・4（2）イ）

答弁書・第2・4（2）イの第1段落及び第2段落は認める。第3段落は否認ないし争う。

被告は、「被告の本件プログラム3の利用について制限がないのであれば」と主張するが、著作権法21条により、著作物の複製は原則として禁じられているため、「制限がない」わけではない。

また、被告は、「当初より本件プログラム3を利用するのは被告であることを前提としているのだから、・・・被告の計測業務の範囲内である限り、被告が本件プログラム3を自由に利用することについて黙示の承諾があった」と主張するが、本件プログラム3を利用するのが被告であることと原告が被告に対して複製を許諾しないことは全く矛盾しないため、被告のかかる主張には飛躍がある。

#### (2) 著作権法47条の3第1項「必要と認められる限度」（答弁書・第2・2（2）ウ）

「必要と認められる限度」とは、プログラムをコンピュータで使用するに際して、当然に必要となるような複製や翻案であり、また、著作権を制限しても著作権者の利益を不当には害しないような範囲に限定されると解されている（半田正夫・松田政行編「著作権法コンメンタール2」（第2版）504頁）。

被告は、「被告が行った本件プログラム3のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものである。」

（答弁書5頁）と主張するが、これだけでは「必要と認められる限度」といえるかが不明であるから、複製・変更の具体的必要性及び複製・変更の内容等について補充されたい。

### 3 著作者人格権（答弁書・第2・2（3））

#### （1）同一性保持権

被告は「被告が行った本件プログラム3のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものであり」と主張するが、その具体的な内容及び著作権法20条2項3号に該当する理由を明らかにされたい。

#### （2）氏名表示権

氏名表示権とは、著作者名を表示するか否か、表示するとした場合どのように表示するか（実名・変名）を著作者自ら決定できる権利であり、真の著作者でない者が自己の氏名を表示すれば、真の著作者の氏名表示権を侵害したことになる（三山裕三著「著作権法概説」（第10版）209頁）。

### 4 消滅時効（答弁書・第2・4（2）エ）

否認ないし争う。上記第1・2（1）イ(i)d記載のとおり、原告が本件プログラム3についての著作権侵害を疑い始めたのは、平成29年1月頃である。よって、消滅時効は完成していない。

第3 サイレントロボに関して（被告準備書面1・第3）

乙号証が未提出のため認否を留保する。